

「障害者虐待かもしれない」と感じたら、
障害福祉課にご相談ください。

草津市障害者虐待対応マニュアルの作成と虐待阻止、予防対策の推進

昨今の経済情勢の悪化や生活環境の多様化から、障害者虐待の背景事情が複雑化しており、障害者虐待の防止および、虐待を受けた方並びに、虐待をしてしまった人に対して、より一層の組織的な対応が求められています。草津市障害福祉課は、令和3年4月1日付で障害者虐待対応マニュアルを作成し、改めて組織全体で障害者虐待の対応について見直し、さらなる障害者虐待の防止、虐待の早期発見、養護者への支援を進めています。関係者がともに障害者虐待阻止、早期発見、防止に向けて連携が必要です。

●草津市障害者虐待対応マニュアル（草津市ホームページに掲載）

障害者虐待防止法について

虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされないよう、障害者虐待を禁止し、障害者のあたりまえの生活を守ることを目的として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成23年6月に成立し、平成24年10月から施行となりました。

※障害者虐待防止法の目的は、障害者の権利及び利益の擁護です。

この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立および社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利・利益の擁護に資することとされています。



※法律の対象となる障害者とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人または心身の障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

※障害者虐待の種類

- 養護者による虐待**: 障害者の生活の世話や金銭の管理等をしている家族、親族、および同居人等による虐待
- 障害者福祉施設従事者等による虐待**: 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で従事しているものによる虐待
- 使用者による虐待**: 障害者を雇用している事業主等による虐待

【障害者虐待の例】

1. **身体的虐待**: 障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
2. **性的虐待**: 障害者に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
3. **心理的虐待**: 障害者を脅す、侮辱する、または拒絶するような言葉や態度によって精神的な苦痛を与えること。
4. **放棄・放任（ネグレクト）**: 食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。及び、セルフネグレクト（自己による放任）
5. **経済的虐待**: 本人の同意なしに財産などを使うこと。また、障害者に理由なく金銭を与えないこと。

虐待の通報・届け出・相談があった時には

障害福祉課は、マニュアルに基づき、虐待（虐待の疑い）を発見した人からの通報、届け出、相談があると、速やかに緊急性の判断と通報内容の検討のため会議を開催し、必要に応じて事実確認のための聞き取りや訪問調査などを行います。その後、虐待の有無の判断のため専門家の意見を聞くなどを行い、対応を速やかに決定していきます。

「虐待される人」も「虐待してしまう人」、どちらにも必要なことは「支援の手」です。

・障害者虐待防止法の目的は、虐待をされた人の生命の安全確保、人権の尊重、住居、就労等の生活全体の支援にとどまらず、虐待をした人等への適切な支援や行動の改善などを共に考える支援を行います。

●被虐待者の保護：養護者との距離の確保

虐待を受けている障害者の生命に関わる緊急事態には安全確保のために虐待を加える家族等の養護者から一時的に引き離したり、面会を制限します。

●障害者への支援：暮らしの確保

養護者から保護する必要がない場合も障害者の安心、安全な生活を確保するよう支援します。

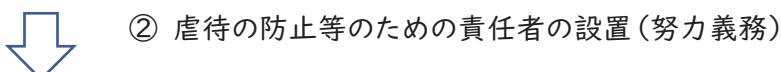
●養護者等への支援：相談の窓口

障害者虐待では虐待をしている側の家族や養護者にも支援が必要なケースが少なくなく、養護者を含む家族全体を支援することが重要です。

施設・事業所における虐待防止の推進：令和3年度報酬改定における障害者虐待防止の更なる推進

○施設・事業所の運営基準に以下の内容が盛り込まれました。※令和4年度より義務化(令和3年度は努力義務)

[現 行] ① 従業者への研修実施(努力義務)



② 虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)

[見直し後] ① 従業者への研修実施(義務化) ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する(義務化(新規)) ③ 虐待の防止等のための責任者の設置(義務化) (注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

虐待を見た場合は速やかに通報してください。

障害者が擁護者、施設の従事者、使用者などから虐待されていることに気付いた人は、速やかに市障害福祉課か、県障害者権利擁護センターに通報してください。

※虐待を通報した人が特定されることはありません。

○草津市役所 健康福祉部 障害福祉課

電話：077-561-2363 ファクス：077-561-2480

(夜間、休日 電話：077-561-2499)

○滋賀県障害者権利擁護センター

電話：077-521-1175 ファクス：077-528-4853



資料作成：
基幹相談支援コーディネーター